

令和 7 年度中小企業 CO₂排出量管理システム導入支援事業募集要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項に規定する支援として、神奈川県（以下「県」という。）が実施する「中小企業 CO₂排出量管理システム導入支援事業」のうち、CO₂排出量管理システム導入支援「かながわ CO₂見える化トライアル」への参加事業者の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業等

次のアからキのいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除いたもの

(ア) 同一の大企業（中小企業者以外の者をいう。以下この号において同じ。）が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を所有していること。

(イ) 大企業が当該中小企業者の発行済み株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を所有していること。

(ウ) 大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の 2 分の 1 以上を兼務していること。

イ 学校法人

ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

エ 医療法人

オ 社会福祉法人

カ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

キ アからカに掲げる者に準ずるものとして知事が適当と認める者

(2) 中小規模事業者

条例第 11 条第 3 項に規定する中小規模事業者等（条例第 57 条第 2 項の規定に基づき、条例の条の規定の適用を除外することとした市町村の区域

にのみ工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）を所有する中小規模事業者等を含む。）をいう。

(3) CO₂排出量管理システム

事業者の電力使用量等の活動量を入力又はデータの連携等を行うことで、事業者が排出するCO₂等温室効果ガス排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。

(4) 委託事業者

県が本事業の実施を委託する事業者（アークエルテクノロジーズ株式会社、アスエネ株式会社及び e-dash 株式会社）をいう。

(5) 支援参加者

本事業の支援を受ける事業者をいう。

（支援の内容）

第3条 県及び委託事業者は、支援参加者に対して、次の各号の支援を無料で提供する。

(1) CO₂排出量管理システムを利用したCO₂排出量の算定・可視化

委託事業者のCO₂排出量管理システムを提供する。

(2) CO₂削減目標の設定に関する助言等の支援

支援参加者のエネルギー使用状況や事業形態、経営状況などを総合的に勘案し、必要に応じてCO₂削減目標の設定に関し助言等の支援を行う。

(3) CO₂排出量の削減に向けた提案

支援参加者のエネルギー使用状況及びCO₂削減目標等を踏まえて、県の各種補助制度等の情報提供も含めて、業務の改善や設備投資などのCO₂排出量削減につながる具体的な取組を提案する。

（支援参加要件）

第4条 本事業の支援を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 中小企業等であること。

(2) 中小規模事業者であること。

(3) 県内に工場等を所有していること。

(4) CO₂排出量管理システムをこれまで使用したことがないこと。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団イ 役員等（支援を受けようとする者が個人である場合はその者を、法人

- である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められる事業者
- ウ 暴力団又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者
- エ 暴力団又は暴力団員等に対して、利益供与をしている事業者又は事業の委託、請負などの契約関係にある事業者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者
- カ 次条に規定する事業参加申込の日から3年以内に、環境関係法令又は環境関係条例に係る規定に違反し、行政処分又は刑罰を受けている者

(申込手続き)

- 第5条 本支援を受けようとする者は、委託事業者が定期的又は随時開催する説明会において、本事業及びCO₂排出量管理システムに関する説明を聞いた上で、委託事業者のうち1者に対して、事業参加申込を行うものとする。
- 2 前項の説明会の申込みは、令和7年5月15日から受付を開始し、支援参加者が定員に達した日又は令和8年1月16日のいずれか早い日に、委託事業者ごとに受付を終了する。
- 3 前項によらず、受付を終了する場合は、受付終了予定日の2週間前までに県ホームページに受付終了予定日を告知したうえで、受付を終了することとする。

(支援の決定)

- 第6条 委託事業者は、前条第1項の規定により事業参加申込を行った者が第4条に規定する要件を満たすことを確認する。
- 2 委託事業者は、前項の確認の結果、要件を満たすことが認められた場合、当該事業参加申込者を支援参加者として決定し、CO₂排出量管理システムの利用開始案内を送付する。
- 3 委託事業者は、第1項の確認の結果、要件を満たさないと認められるときは、当該事業参加申込者に対して、その理由を付して通知する。
- 4 支援参加者は、第2項による利用開始案内を受領して以降、支援を受ける委託事業者を変更することはできない。

(支援の期間)

- 第7条 支援参加者は、支援の決定から令和8年2月28日までの間、第3条に

規定する支援を受けることができる。

- 2 県及び委託事業者は、支援参加者が第4条に規定する要件を満たさないことが明らかとなった場合、前項の規定にかかわらず、当該支援参加者に対する支援を終了することができる。

(調査等への協力)

第8条 支援参加者は、支援の期間中、県又は委託事業者が実施するヒアリング又はアンケート調査に、可能な限り協力するものとする。

(支援終了後のデータの削除)

第9条 委託事業者は、本事業による支援が終了した後、支援参加者が本事業においてCO₂排出量管理システムに入力したデータを削除する。なお、次項により、継続利用を希望した支援参加者に関してはこの限りではない。

- 2 本事業による支援が終了した後も、引き続き、CO₂排出量管理システムの継続利用を希望する支援参加者は、委託事業者と支援参加者の間で、有料による利用契約を個別に締結することにより、本事業において入力したデータを引き継ぐことができる。この場合、県は、支援の期間終了後に委託事業者が提供するサービスや委託事業者と支援参加者との契約に関して、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要項は、令和7年5月15日から施行する。